

## 民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金 手続きのご案内

### ●助成金を受けるための条件

#### 【申請時期に関する条件】

1. 申請年度中に事業が終了し、2月までに市に完了報告ができること。
2. 交付決定を受けてから事業(契約行為や確認申請等)に着手すること

#### 【対象建物に関する条件】

1. アスベストを含有している又はその可能性がある吹付け建材が施工された本市区域内に存在する建築物であり、当面解体する予定がないものとする

#### 【補助対象となる事業】

1. アスベスト含有調査の結果、アスベストの含有が証明されている建築物に対する吹付けアスベストの除去及び封じ込め又は囲い込みの措置(以下「アスベスト除去工事等」)を行う事業。※詳細条件あり

#### 詳細条件について

##### ① 施工者の条件

- 一般財団法人日本建築センターが審査証明した「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」を有する者又は同等以上の技術を有する者
- 石綿作業主任者又は特定化学物質等作業主任者の資格を有する者を当該措置に係る作業主任者とし、かつ、建設業労働災害防止協会が発行する「建築物の解体等工事における石綿粉じんのばく露防止マニュアル」(平成17年9月第2版。以下「マニュアル」という。)に従って確実に施工ができること。

##### ② 施工の条件

- アスベストの除去は、処理技術又はマニュアルに従って行うこと。
- 囲い込み及び封じ込めの処理工事の方法については、国土交通省告示第1173号(平成18年9月29日)によること。
- アスベスト除去工事等を行うことにより、建築物が確認申請に適合するよう必要に応じた措置を講ずること。
- 建築物石綿含有建材調査者がアスベスト除去等事業の計画の策定を行い、当該計画に基づく現場体制により実施すること。

##### ③ アスベスト含有調査

- 公益社団法人日本作業環境測定協会又は一般社団法人日本環境測定分析協会

に所属する分析機関が実施したもの。

- 「建材中の石綿含有率の分析方法について」(平成18年8月21日付け基発第0821002号厚生労働省労働基準局長通知)により示された分析方法を標準とすること。
- 建築物石綿含有建材調査者が分析調査における作業方針の策定を行い、当該調査の結果に対する判断を行うこと。

## ～申請の流れ～

◇手続きに必要な書類のダウンロードは以下のサイトから行えます↓

<https://www.city.nikko.lg.jp/kenchiku/asubesuto.html>

### ①事前相談【申請者】

以下の書類を用意して市に相談してください

1. 案内図…対象となる建物の場所がわかる地図
2. 建物の所有者が確認できる資料(以下のようなもの1点以上)  
建物の登記簿【法務局で取得可能】  
土地家屋評価証明書【日光市税務課で取得可能】など
3. 含有調査結果報告書の写し

※書類をもとに市で現地確認等を行います。確認後、申請のご案内をいたします。

### ②交付申請【申請者】

以下の書類を市に提出してください

【アスベスト対策事業補助金】

1. 日光市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付申請書【市HPよりダウンロード】
2. 位置図
3. 配置図
4. 平面図
5. 立面図
6. 吹付アスベスト対策事業実施計画書【市HPよりダウンロード】
7. アスベスト除去工事等を行おうとする室の展開図
8. 詳細図(アスベスト除去工事等の施工部分の状況に応じて必要と認める場合)
9. 現況写真(建築物の外観及び調査部分と当該部分の吹付けアスベストの状況が判断できるもの)
10. 含有調査結果報告書の写し
11. 工事仕様書及び見積書
12. 補助対象建築物の所有者等であることが確認できる書類
  - (ア) **所有者の場合** → 家屋所有証明書、納税通知書又は登記事項証明書
  - (イ) **区分所有者の団体又は管理者の場合** → 組合定款及び当該申請に係る議事録
  - (ウ) **所有者が法人の場合** → 法人登記簿謄本
13. 市税及び公共料金等の完納証明書
14. 消費税仕入控除税額に係る届出書(額がわかる場合必要)【市HPよりダウンロード】

## 15. 建築物石綿含有建材調査者であることを証する書類の写し

注)消費税仕入控除税額又はその見込額が明らかになる場合は、これを減額して申請すること。

### ③交付決定【市】

市から申請者に対し交付決定通知を送付します。

※交付決定後 30 日以内に事業(契約行為や確認申請等)に着手してください。

### ④事業実施【申請者】

交付決定の通知を受けた日から起算して90日以内に完了させてください

### ⑤完了報告【申請者】

事業が完了後30日以内に以下の書類を市に提出してください。

1. 日光市民間建築物吹付けアスベスト対策事業完了報告書【市 HP よりダウンロード】
2. アスベスト除去工事等結果報告書
3. 施工業者と締結した契約書の写し
4. アスベスト除去工事等に要した費用の領収書の写し
5. 施工写真
6. アスベスト除去工事等を実施した後のアスベスト粉じん濃度の測定結果報告書
7. 次の法令に基づき、必要に応じて提出した届出書等の写し
  - (ア) 大気汚染防止法
  - (イ) 石綿障害予防規則
  - (ウ) 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律
  - (エ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

注)完了報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告

### ⑤額の確定【市】

市から申請者に対し、助成額が決定したことを知らせる確定通知書を送付します。

### ⑥請求書の提出【申請者】

確定通知書受取後、以下の書類を市に提出してください。(2 月頃までに提出をお願いします)

1. 日光市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金請求書【市 HP よりダウンロード】

### ⑦補助金の支払い【市】

内容確認後、市から助成金の支払いをいたします。※振込日は別途お知らせいたします。

以上が助成金受取までの流れとなります。

ご不明な点がございましたら下記担当までご連絡ください。

#### 【問合せ先】

日光市役所 建築住宅課 建築指導係

アスベスト補助金担当

TEL:0288-21-5197

Mail:kenchiku-kyutaku@city.nikko.lg.jp